

埼玉県報

第 3032 号 平成 30 年(2018 年) 8 月 28 日 火曜日

目次

告示

- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の告示(広聴広報課)
- 平成30年度クリーニング師試験の実施(保健医療政策課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 荒川中部土地改良区の役員就任届(大里農林振興センター)
- 〇 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- O 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更(建築安全 課)
- 高度分析システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(自動車税事務所)
- 県道秩父上名栗線の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- 道路の占用を制限する区域の指定(秩父県土整備事務所)
- 県道伊勢崎深谷線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その1業務委託に関する落札者等の公示(水道管理 課)
- 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

埼玉県告示第九百二十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,220千部×8回(8ページ×5回、12ページ×3回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市 浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成30年7月6日

4 落札者の氏名及び住所 埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地 4

5 落札金額

7.61円 (8ページ税抜き1部当たりの単価)

8.67円 (12ページ税抜き1部当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月24日

埼玉県告示第九百三十号

クリ ーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一 項 の規定に より、

クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

試験の期日及び場所

- - - -	平戎三十年十一月十三日(火)	試 験 期 日
十番地一 埼玉県クリーニング会館	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七	試 験 場 所

試験科目

イ 衛生法規に関する知識

ロ 公衆衛生に関する知識

ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

1 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者

口 了した者 の課程を終わ 旧国民学校令 旧中等学校令 0 た者又は厚生労働 (昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修 (昭和十八年勅令第三十六号) による中等学校の二年 省令で定めるところによりこれらの者と同等

以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第三十五号) 第三条に規

定する受験願書及び書類

口 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

(1) 持参の場合

平成三十年十月二日 (火)

前九時三十分から午前十 時三十分まで 及び午後一時三十分から午後

四時まで

(2) 郵送の場合

平成三十年九月二十五日(火)から十月二日(火)まで

<u>二</u> 日 埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の (火) までの消印のあるものに限る。 簡易書留によること。 なお、 十月

二 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協 力 免許担当

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年十二月二十日 (木) 午前十時から十二月二十 日 金) 午後五時

まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十二月二十日 (木) 午前十時から平成三十一 年一月二十 日 月)

午後五時まで

埼玉県告示第九百三十一号

ŋ 出 縦覧に供する。 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につい て、 同条第三項の (平成十年法律第九 規定に ょ +り 公告し、 一号)第五条第一 及 び当該 届 項 出 の規定に [等を次 のとお . よる届

平成三十年八月二十 八

日

埼玉 知 事 上 田 清 司

届 出 \mathcal{O} 概要等

イ 大規模小売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所在 地

仮 (称) 草 -加谷塚 町 計

埼玉 一県草 加市 谷 塚 町 字 <u>V</u> 野 三百 七十 一番 \mathcal{O} 部

口 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 設置 及 び 当該 大 規 模 小 売店 舗 に お V て 小 売業を行う者 \mathcal{O}

氏 名又は名称及び 住 所並 び に 法 人にあ 0 て は 代 表者 \mathcal{O} 氏名

大規模小売店舗 \mathcal{O} 設置者

式会社サン べ ル クス ホ ル デ 1 ン グ ス 代 表 取 締 役 鈴木秀夫

東京都足立区 花 畑 兀 自十 番十 四号

大規模小売店舗 お 1 7 小売業を行う者

式会社サ ン ベ ル ク ス 代 2表取締 役 鈴木秀夫

東京都 足立区花 畑四 丁 目 <u>+</u> 番 兀 号 外二者未定

ハ 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 新設 をする 日

-成三十 年四 月 几 日

= 大規模小 売店 内 \mathcal{O} 店 舗 面 積 \mathcal{O} 合計

四千 八百 四十平方 メ ル

ホ 大規 模 小 売店舗 \mathcal{O} 施設 \mathcal{O} 配 置 12 関する事項

駐車場の 位置及び 収容台数

位 置 図面 省略 収容台 数 二三三台

駐 \mathcal{O} 位 置 及 び 収容台数

位 置 义 面 省 略 収容台 数 二六二台

荷さば き施設 \mathcal{O} 位 置及 び 面 積

位置 义 面 省 略 面積 一四五平 方 メ ル

廃棄物 等 \mathcal{O} 保管施 設 \mathcal{O} 位置及び容量

义 面 省 略 容量 三四立方 メ

規模 小 売店 舗 \mathcal{O} 施設 \mathcal{O} 運営方法に . 関 す る 事 項

 \sim

大 規模 小 売店舗 お 11 て 小 売業を行 Š 者 \mathcal{O} 開店時 |刻及び 閉 店時刻

株式会社サンベルクス 午前九時から午後九時四十五

分

未定(衣料品) 午前九時から午後九時四十五分

未定 (ドラッグ ス トア) 午 前 九 時 カュ 5 午後九 時 兀 +五. 分

来客が駐車場を利用することができる時間

帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間:

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

平成三十年八月三日

一縦覧期間

平成三十年八月二十 八 日 カン 5 平成三十年十二月二十八 日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立 地法第 八 条第二項 \mathcal{O} 規定によ り 当該 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 環境 \mathcal{O} 保 持 \mathcal{O} ため 配 虚す ~ き事 · 項 に 0 \ \ て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年八月二十 八 日 か 5 平成三十年十二月二十八 日 まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百三十二号

荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとお土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 り届出があった。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名

職 名

理 事

須

住所

藤 浩 一 埼玉県深谷市内ヶ島二百七十八番地一

埼玉県告示第九百三十三号

十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 おり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量計画機関であるさいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合から次のと 平成三十年八月二十八日 測量法 (昭和二十四年法律第百八

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

さいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合

二作業種類

公共測量 (基準点測量)

 \equiv

作業地域

四 作業期間 さいたま市緑区大字大門及び大字下野田地区

平成三十年八月二十日から平成三十一年三月十五日まで

埼玉県告示第九百三十四号

規定により次のとおり公示する。 定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規 同条第四項の

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

		十号	事第	県知	埼 玉	番 委 号 任
	社	ン株式会	スジャパ	ーベリタ	ビューロ	関性 計 第 判 第 適 構 合 機
在地	務所の所	を行う事	定の業務	適合性判	構造計算	変更事項
	二丁目八番	区神田駿河台	東京都千代田	水事務所	東京御茶ノ	変 更 前
	四丁目三番地	区神田駿河台	東京都千代田	水事務所	東京御茶ノ	変 更 後
				九月三日	平成三十年	変更年月日

埼玉県告示第九百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 高度分析システムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年3月1日(金)から平成36年2月29日(木)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所 埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成28年埼玉県告示第999 号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 刑事部刑事総務課システム係 電話048-832-0110 内線4076

- (4) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月9日(火)午前10時20 分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月5日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年10月9日 (火) 午前10時 20分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年10月9日 (火) 午前10時25分 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で平成30年9月28日(金)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なけれ ばならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求めら れた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年9月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Advanced analyzing system server device etc.
- (2) Time limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. October 9, 2018 By mail; 5:00 p.m. October 5, 2018 In person; 10:20 a.m. October 9, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

埼玉県告示第九百三十六号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県警察ネットワークシステム用基幹系サーバ等機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成30年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 1,719,273,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

より、次のとおり特約業者の指定を取り消した。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定に

平成三十年八月二十八日

埼玉県自動車税事務所長 渡 邉 守比呂

平成三十年七月十日	指定取消年月日
埼玉県川口市前川三丁目十五番五号	事業所の所在地主たる事務所又は
代表取締役 繁野 憲治	代表者の氏名
関東油脂興産株式会社	氏名又は名称

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号告 一宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所におい その関係図面は、 平成三十年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環 て一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好

秩 父 上 名 栗 線	路線
术 線	名
し、関係図面に表示する部分に限る。) 市本町一三七〇番七地先まで(ただ 秩父市本町一四〇八番二地先から同	供用開始の区間
平成三十年八月二十八日	供用開始の期日
平成二十年一月八 日付け埼玉県共整備事務所長 日付け埼玉県井等の一部供用開始で ある。 延長二一五・七九 メートル	備考

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

おり公示する。 の占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の 同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づき、 規定によ り 次 道路 の と

課 及び埼玉県秩父県土整備事務所にお そ の関係図面 は、 平成三十年 八 月二十 V て 八 _ 日 :から二週! 般の縦覧に供する。 間 埼 玉 県 県 土 整 部 道 路 環 境

平成三十年八月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

道路 \mathcal{O} 種 類 及 び路線 名 占用 を制限する 区域

県道 秩 父 上名栗線 秩父市 本 町 兀 \bigcirc 八番二地先 から

同市本町一三七〇番七地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに 地上に設け る電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ ŋ 前 に 占用を認め 5 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ち に用地 ただし、 を確保す 電 柱を地 ることが 上 に設ける できないと認め P むを得な 5 11 れる場合は、 事 情 が あ ŋ, この 当該 限り 道 路 で \mathcal{O} はな 敷 地 *١* ٥ 外 に 直

二 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することにより、 災害が 発生した場合におけ る被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

成三十.

年

月二十九

日

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、 平成三十年八月二十八日から三十日 間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

伊勢崎深谷線	路線名
(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)中瀬字向島一六五四番一地先まで中瀬字向島一六五四番一地先まで	供用開始の区間
平成三十年八月三十一平成三十年	供用開始の期日
延長一三〇・〇〇メートル ・ のの の の の の の の の の の の の の の の の の の	備考

埼玉県公営企業告示第三十六号

平成三十年八月二十八日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県公営企業管理者 <u>\f</u> Ш 吉 朗

- 1 業務委託の名称30 新委第 15-1-2号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託
- 2 入札の公告を行った日平成30年1月30日
- 3 契約の相手方を決定した日平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所株式会社加藤商事 代表取締役 秋谷 信仁埼玉県さいたま市西区大字中釘2228番地5
- 5 契約金額1トン当たり 2,697円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所 埼玉県新三郷浄水場 埼玉県三郷市南蓮沼1番地

埼玉県公営企業告示第三十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年八月二十八日

埼玉県公営企業管理者 <u>\frac{1}{2}</u> Ш 吉 朗

- 1 業務委託の名称30大委第7-1-3号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その1業務委託
- 2 入札の公告を行った日平成30年3月30日
- 3 契約の相手方を決定した日平成30年5月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所株式会社ヤマキ 代表取締役 菊田 勝實埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3884 番地
- 5 契約金額1トン当たり 1,890円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所 埼玉県大久保浄水場 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 番地

埼玉県選管告示第三十三号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程(平成十二年埼玉県選管告示第三十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五号様式を次のように改める。

第二 (成形)	第一
まるこれを表える。 (これを変える)	1011年また、(三十里)を1011年また。 改正条

埼玉県選管告示第三十四号

投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

押厚	· 劳	種別
朝霞台中央総合病院	医療法人社団 武蔵野会	施設の開設主体及び名称
五	埼玉県朝霞市西弁財一丁目十五番地	所 在 地

埼玉県選管告示第三十五号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

病	老人ホ	種
院	1 4	別
TMGあさか医療センター 武蔵野会	特別養護老人ホーム島町花の郷社会福祉法人 山寿会	施設の開設主体及び名称
地の一地の一場沼千三百四十番	百五番地埼玉県さいたま市見沼区島町三	所 在 地